

日本年金機構からのお知らせ

ご案内 令和7年度社会保険制度説明会の開催

令和7年6月に「社会保険制度説明会」を開催します。

「社会保険制度説明会」では「算定基礎届」の記入方法や、制度改正にともなう周知事項など**事業主、社会保険事務担当者の皆さまのためになる情報をお届けします。**

日程および会場は、こちらの二次元コードから日本年金機構ホームページ「【事業主の皆さまへ】令和7年度社会保険制度説明会の開催」をご確認ください。



皆さまのご参加を心よりお待ちしております



<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/jimukoshukai.html>

お願い 短時間労働者の適用拡大＜被保険者資格取得届の届出漏れはありませんか＞

厚生年金保険の被保険者数が常時50人を超える事業所は、加入対象となる短時間労働者がいる場合「被保険者資格取得届」の提出が必要です。

加入対象（短時間労働者）の要件

勤務時間・勤務日数が常時雇用者の4分の3未満である方のうち、以下の項目にすべて該当する方は「短時間労働者」に該当します。

- ☐ 週の所定労働時間が**20時間以上**
- ☐ 2カ月を超える雇用の見込みがある
- ☐ 所定内賃金が月額**8.8万円以上**
- ☐ **学生**ではない

被保険者資格取得届の提出が必要な方について、届出もれが後で判明した場合、事実発生日にさかのぼった被保険者資格取得年月日で「被保険者資格取得届」の提出が必要となりますので、ご注意ください。なお、保険料は被保険者資格を取得した月分までさかのぼって納付が必要です。

➤ 日本年金機構ホームページでは「適用拡大Q&A集」等を掲載していますので、詳細は、裏面下部左のURLまたは二次元コードから「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」をご確認ください。

ご案内 オンラインサービスを利用してみませんか？

社会保険事務の効率化のために「電子申請」や「オンライン事業所年金情報サービス」を活用してみませんか。申し込み方法はとても簡単です。貴社の業務効率向上のためにぜひご検討ください。

紙と比べ、処理が速く、
通知がすぐに届きました

届書を簡単に作成することができ、
残業時間が削減できました



届出のための移動時間や交通費、
郵送費を削減できました

操作が難しいイメージがありましたが、
実際に使ってみると簡単でした

サービスの詳細や申し込み方法等は、こちらでご確認ください。

日本年金機構 電子申請

検索



ねんきん加入者ダイヤル（日本年金機構「電子申請・電子媒体申請」照会窓口）
0570-007-123（ナビダイヤル）→「2番」をお選びください

※ 050から始まる電話でおかけになる場合は、03-6837-2913→「2番」をお選びください

（受付日時等はHPをご覧ください）

<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/index.html>



日本年金機構
Japan Pension Service

裏面へつづく

お願い

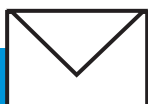
社会保険料の納付には口座振替をご利用ください

社会保険料の納付方法を口座振替にすると、払い忘れ防止や納付するための移動時間を削減でき、便利です。口座振替を開始した以後は、毎月自動で保険料が引き落とされ、口座振替手数料の負担もありません。

また、厚生年金保険料等の還付が発生した場合、原則口座振替を行っている口座に還付を行うため、還付請求書の提出が不要です。

【口座振替を希望する場合の手続き】

- ①口座振替が可能な金融機関かどうかを確認する。
 - ②「健康保険・厚生年金保険 保険料口座振替納付（変更）申出書」に必要事項を記入する。
 - ③口座振替を利用する金融機関の確認を受ける。※
 - ④所在地を管轄する事務センターもしくは年金事務所へ郵送、または、年金事務所の窓口へ提出する。
- ※インターネット専業銀行で口座振替を希望する場合は、上記③を省略のうえ、上記④の方法により直接事業所の所在地を管轄する事務センターもしくは年金事務所へ提出してください。
- 口座振替が可能な金融機関の一覧を日本年金機構ホームページに掲載していますので、詳しくは下部左のURLまたは二次元コードから「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」をご確認ください。



年金だより

年金委員制度のご案内

年金委員とは、厚生労働大臣からの委嘱を受けて、政府が管掌する厚生年金保険や国民年金に関する適用・保険料・給付などについて、事業所や地域において啓発、相談、助言などの活動を行う民間協力員です。年金委員には、当機構から定期的に制度改正や手続きに関する情報提供を行っています。

年金委員は、活動範囲によって「職域型」と「地域型」の2種類があり、ここでは主に事業所内で活動いただく、「職域型」年金委員をご案内します。

【職域型年金委員とは】

委嘱対象者	適用事業所における被用者年金に関する事務を担当されている方 など
活動範囲	主に事業所内
主な活動内容	お勤め先の社員やそのご家族を対象に、以下のような活動をお願いしています。 ○ 公的年金制度に関するポスターやリーフレットの掲示・設置・配架 ○ 当機構が主催する制度や事務手続きに関する年金委員研修会への参加 など

「職域型」年金委員が設置されていない事業所におかれましては、ぜひ管轄の年金事務所まで推薦をお願いします。詳細は下部左のURLまたは二次元コードから「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」をご確認ください。

日本年金機構からのお知らせ 特集ページ

「日本年金機構からのお知らせ」の補足情報等を掲載しています。

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/kikou-oshirase.html>



日本年金機構公式X（旧Twitter）@Nenkin_Kikou

公的年金に関する各種手続きやお知らせなどを随時発信しています。

ぜひフォローいただきご活用ください。

https://x.com/Nenkin_kikou

